

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【公表番号】特表2018-500218(P2018-500218A)

【公表日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2017-519638(P2017-519638)

【国際特許分類】

|         |        |           |
|---------|--------|-----------|
| B 6 0 C | 1/00   | (2006.01) |
| C 0 8 L | 9/00   | (2006.01) |
| C 0 8 K | 3/36   | (2006.01) |
| C 0 8 K | 3/30   | (2006.01) |
| C 0 9 D | 109/00 | (2006.01) |
| C 0 9 D | 107/00 | (2006.01) |
| C 0 9 D | 7/40   | (2018.01) |
| C 0 9 J | 161/12 | (2006.01) |

【F I】

|         |        |   |
|---------|--------|---|
| B 6 0 C | 1/00   | C |
| C 0 8 L | 9/00   |   |
| C 0 8 K | 3/36   |   |
| C 0 8 K | 3/30   |   |
| C 0 9 D | 109/00 |   |
| C 0 9 D | 107/00 |   |
| C 0 9 D | 7/12   |   |
| C 0 9 J | 161/12 |   |

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月9日(2018.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特にゴム完成物品を補強するために用いることができる補強製品であつて、1つまたは複数の纖維または金属の補強用スレッドを含み、前記スレッドが熱可塑性ポリマー組成物を含むシースで覆われ、前記シースで覆われたスレッド自体がコーティングゴムと称されるゴム組成物中に埋め込まれており、このコーティングゴムが、p h r (エラストマー100質量部あたりの質量部)で表わした硫黄と補強用充填材の量の比が0.08未満である、少なくとも1種のジエンエラストマーと、主な補強用充填材としてのシリカと、硫黄系加硫系とをベースとする組成物であることを特徴とする、補強製品。

【請求項2】

前記コーティングゴム組成物が5p h r以下の範囲の硫黄含量を含む、請求項1に記載の補強製品。

【請求項3】

前記コーティングゴム組成物が3.5分未満の「t 0」と称される加硫開始時間を有する加硫促進剤を含む、請求項1又は2に記載の補強製品。

【請求項4】

前記コーティングゴム組成物が、p h r で表わした酸化亜鉛とステアリン酸の含量の比が3未満である量で酸化亜鉛とステアリン酸を含む、請求項1から3までのいずれか1項に記載の補強製品。

【請求項5】

前記コーティングゴム組成物が7p h r未満の含量で金属酸化物を、また1p h rを超える含量でステアリン酸誘導体を含む、請求項1から4までのいずれか1項に記載の補強製品。

【請求項6】

前記コーティングゴム組成物がコバルト塩を含まない、請求項1から5までのいずれか1項に記載の補強製品。

【請求項7】

前記コーティングゴム組成物のジエンエラストマーが主として天然ゴム、合成ポリイソブレンまたはそれらの混合物からなる群から選択されるエラストマーを含む、請求項1から6までのいずれか1項に記載の補強製品。

【請求項8】

前記コーティングゴム組成物が20～80p h rのシリカを含む、請求項1から7までのいずれか1項に記載の補強製品。

【請求項9】

前記補強用スレッドが金属スレッドである、請求項1から8までのいずれか1項に記載の補強製品。

【請求項10】

請求項1から9までのいずれか1項に記載の補強製品を含むタイヤ。